

体育奨励・レクリエーション補助制度

制度の概要

志村化工健康保険組合の被保険者及びその被扶養者が健康保持増進及びファミリーコミュニケーションのため、施設を利用した際の費用の一部を補助する制度です。

また、事業所が同様の事業を被保険者向けに行った場合は、「実施企画書」の事前提出を受け、審査のうえ補助いたします。(体力・健康づくり施設利用補助金支給規程

I.被保険者・被扶養者

対象となる目的・施設

1. 目的

各種スポーツの体験、各種スポーツ教室、ウォーキング大会等の参加、総合レクリエーション施設の利用とします。

体力テスト受験料及び健康増進施設(有酸素運動、温泉利用等)の利用とします。

注：ただし、観戦のための費用は対象外とします。

補助の対象者

当組合の被保険者及びその被扶養者

補助金の支給対象

- ① 参加・体験のために必要とした費用であって、入場料(参加料、入浴料、入漁料等)、用具料、リフト代等です。ただし、年会費及び月会費、入会金は対象外とします。
- ② 健康増進施設の浴衣、タオル等利用・体験上必要なもののレンタル料。ただし、購入費は含みません。

補助金の回数

被保険者、被扶養者1人つき年2回(4月から翌年の3月を1ヵ年とする)費用の一部を補助する。ただし、申請できる期間は利用月の翌月以内とする。

補助金額

被保険者・被扶養者それぞれ1回につき総費用の2分の1で2,000円を限度とします。ただし、子供料金で利用した場合は半額とします。

注：施設及び実施場所までの交通費及び飲食は補助の対象としない。

補助金の申請手続き

所定の様式による申請書（申請書一覧よりダウンロードできます。）に内容及び明細金額が判る領収書を添えて、直接、健康保険組合に申請してください。ただし、申請できる期間は利用月の翌月以内とします。

注:①「契約保養所利用補助金支給規程」による補助金と重複して申請は出来ません。

②添付する領収書等は、利用者名義であって、利用者、利用料金、利用日等内容が確認できるものをお願いします。

Ⅱ. 事業所及び職場単位で行事を行った場合

対象行事

事業所及び事業所の職場単位で健康保持増進の目的で行う行事に補助します。ただし、事業主と健康保険組合との共催は除きます。

補助金の申請手続き

1. 行事を行う場合は、事業主又は所属長名で事前に計画書を健康保険組合理事長宛に提出して承認を得てください。
2. 実施に当たっては、利用者の範囲、対象施設、補助金支給対象、補助の回数及び補助金額は被保険者の扱いに順ずるものとします。

体力・健康づくり施設利用補助金支給制度の利用上の注意

次の事項が判明した場合は補助金の給付をしません。

- (1) 利用補助金を不正に申請した場合
- (2) 利用補助金申請書に不実の記載をした場合
- (3) 事業主が主催するレクリエーション等の行事
- (4) 制度の概要の目的で行う行事（グループなど団体行事、海外施設等）
- (5) 他の主催団体から補助が行われた場合
- (6) その他、社会通念上本規程を適用とすることが適当でない場合